

被災中小企業再建支援事業費補助金のご案内

○令和4年9月に発生した台風15号に伴う大雨により被害を受けた中小企業者等を対象に、被災した施設・設備等の復旧に要する費用を補助します。

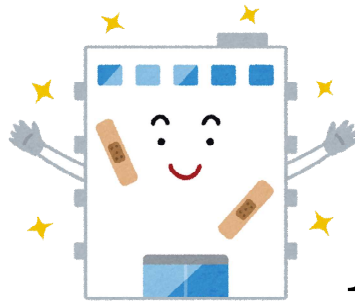
項目	内容	
補助対象者	静岡県内23市町※に事業所が所在し、業務の用に供する施設及び設備等が被害を受けた中小企業者・小規模事業者 ※災害救助法が適用された市町が対象です。 ※市町が発行する罹災証明書・被災証明書等の被災を証する書類が必要です。	
補助率	小規模事業者 2 / 3 中小企業者 1 / 2	
補助上限額	200万円 ※被災施設、設備等の滅失、毀損によって受け取れる保険金、共済金がある場合は、補助対象経費から控除されます。	
補助下限額	50万円 (小規模事業者：補助対象経費が <u>75万円を超えるもの</u> 中小企業者：補助対象経費が <u>100万円を超えるもの</u>)	
対象経費	施設	事務所、店舗、倉庫等の修繕
	設備等	償却資産の修理、購入
	車両	業務用車両等の修理、購入
	その他	清掃委託費、復旧に直接要するもの
※補助対象となる施設、設備、車両は原則として資産計上されているものに限り、ます（固定資産台帳等により確認）。		
補助対象期間	令和4年9月23日からの台風15号による大雨により被害を受けた日から令和5年2月28日(火)まで ※既に着手済みの復旧経費も、発災時に遡って補助対象とすることができます。	
令和4年度申請期間	令和5年 2月1日 (水)～令和5年 2月28日 (火) ※上記期間内に間に合わない場合は御相談ください	
申請書類等の入手方法	静岡県商工振興課ホームページからダウンロード https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/00saigai/r4-taihu15.html	



コールセンター（令和5年1月23日(月)から）
 ○被災中小企業再建支援事業費補助金事務局（TEL 050-5369-6282）
 土日・祝日を除く 午前9時から午後5時まで
 その他お問合せ先
 ○静岡県 経済産業部 商工振興課 （TEL 054-221-2512）
 土日・祝日を除く 午前9時から午後5時まで

被災中小企業再建支援事業の活用イメージ

施設の修繕



○浸水した店舗の復旧

- ・床板、壁紙の交換
- ・破損したシャッターの交換
- ・割れたガラスの張り替え など

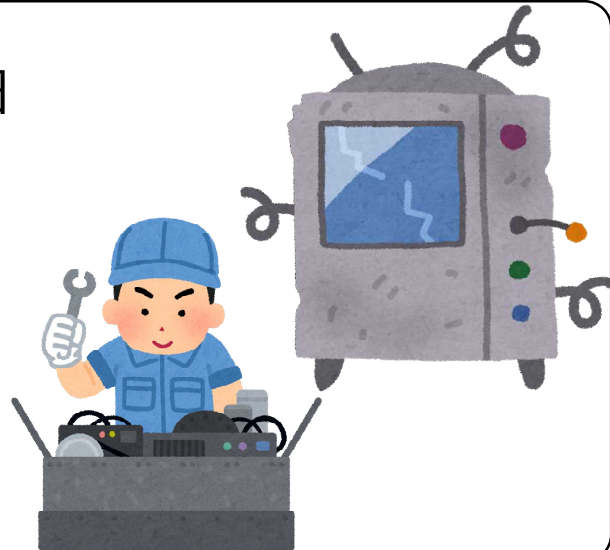
総事業費	補助率	補助金支給額
120万円	2/3 (小規模)	<u>80万円</u>
	1/2 (中小)	<u>60万円</u>

設備の修理

○浸水した工場内設備等の復旧

- ・故障した工業用プレス機の修理
- ・水没した空調室外機の交換
- ・ボイラー設備の修理 など

総事業費	補助率	補助金支給額
420万円	2/3 (小規模)	<u>200万円</u>
	1/2 (中小)	<u>200万円</u>



車両の修理

○損傷した業務用車両の復旧

- ・水没した事業用トラックの修理
- ・修理不可能な営業車の買い替え など

総事業費	補助率	補助金支給額
316万円	2/3 (小規模)	<u>200万円</u>
	1/2 (中小)	<u>158万円</u>



※事業用にのみ使用する車両が補助対象